

資料番号	8
------	---

令和5年6月22日
課名 土木建築局道路河川管理課
担当者 課長 宮津
内線 3884
課名 土木建築局河川課
担当者 課長 水頭
内線 3928

被爆樹木の伐採にかかる再発防止に向けた今後の取組について

1 要旨

県西部建設事務所が発注した河川維持修繕工事により、被爆樹木であるシダレヤナギを誤って伐採した。今後このようなことが起こらないように再発防止に向けた取組を進める。

2 経緯

時期	内容
R5. 3. 3	県発注工事に伴う樹木伐採で、被爆樹木と認識しておらず伐採
R5. 4. 18	市民から通報を受けた広島市が、発注者の事務所に指摘して判明
R5. 4. 27	切株の保全方法など広島市の樹木医と協議の上、杭・ロープを設置
R5. 5. 2	切株の近くに被爆樹木であることの周知用の説明書きラミネートを、広島市と調整のうえ県が設置



4月19日 伐採後の状況



5月2日 ラミネート設置後



3 概要

(1) 対象者

県民

(2) 原因

管理区域内において保存・継承すべき施設等があることについての認識が不十分であったため、次の情報管理が不適切であった。

- 広島市から平成29年に被爆樹木として登録された旨の通知を、事務所内で継続的に引継ぎできていなかった。
- 登録後に定期的に行われていた広島市による被爆樹木に関する調査結果や、事務所での現地確認結果について、事務所内で情報共有できていなかった。

(3) 今後の対応（実施内容）

ア 定期確認及び結果の共有

当該被爆樹木について、保全措置している切株の状況と設置した杭・ロープ・周知用ラミネートが消失していないかを定期的に確認し、その結果を事務所内で共有するとともに、状況変化等があった場合は、関係者と協議の上、対応を検討する。

イ 記録資料の作成及び更新

河川管理区域内にある被爆樹木（県以外の所有者の木を含む）について、位置及び現状を確認できる写真等を整理した記録資料を作成し、毎年度更新するとともに、広島市から提供される被爆樹木に関する情報と併せて、事務所内の関係各課へ情報共有し、課内で周知徹底を図る。

ウ 情報の引継ぎ

共有された被爆樹木に関する情報を、引継ぎ資料等として継続的に管理する。

エ 勉強会の実施

管轄区域内に被爆地広島を有し、工事等を発注する者として、配慮すべき保存施設がないか等、意識が働くよう、広島市の協力を得て、早期に勉強会等を実施する。

オ デジタル技術等を活用した再発防止策

DoboX で公開している法規制関係情報等の充実・活用を図るとともに、職員研修等における法令遵守講座・オンデマンド配信による再発防止策を継続的に進める。

(4) スケジュール

—

(5) 予算（補助事業・単県）

—